

社会福祉充実計画

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

1 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産(a)	5,677,979,462
負債(b)	1,319,560,656
基本金(c)	371,049,129
国庫補助金等特別積立金(d)	2,120,905,962
合計(a-b-c-d)	1,866,463,715

2 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(1) 財産目録における貸借対照評価額

合計(a)	4,474,819,706
-------	---------------

(2) 対応負債

項目	金額
1年以内返済予定設備資金借入金	63,372,000
1年以内返済予定リース債務	17,407,884
設備資金借入金	744,831,000
リース債務	39,247,446
合計(b)	864,858,330

(3) 合計

項目	金額
財産目録合計(a)	4,474,819,706
対応負債合計(b)	864,858,330
対応基本金(c)	371,049,129
国庫補助金等特別積立金(d)	2,120,905,962
合計(a-b-c-d)	1,118,006,285

3 「再取得に必要な財産」

項目	金額
将来の立替費用	598,938,425
大規模修繕に必要な費用	252,417,358
設備車両等の往診に必要な費用	939,187,741
合計(b)	1,790,543,524

4 「必要な運転資金」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出	2,591,654,031	3	647,913,508

5 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計
1.活用可能な財産	1,866,463,715	3,556,463,317
2.社会福祉法に基づく事業に活用している不動産	1,118,006,285	
3.再取得に必要な財産	1,790,543,524	
4.必要な運転資金	647,913,508	
合計	-1,689,990,000	

6 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

項目	金額
社会福祉充実残額	-1,689,990,000
社会福祉充実計画用財産	0
合計	-1,689,990,000